別表第1　(法規文の公文例式)

1　条例

(1)　例式

ア　新制定の場合

(ア)　本則に条をおくとき　　　　　　　　　　　　　(例式　1)

(イ)　本則に条をおかないとき　　　　　　　　　　　(例式　2)

イ　全部改正の場合

新制定の場合の例式により行ない、題名の次に全部を改正する旨の柱書を付し、附則において、既存の条例を廃止する旨の規定をおかない。

ウ　一部改正の場合

(ア)　1の条例の一部を改正するとき　　　　　　　　(例式　3)

(イ)　2以上の条例の一部を1の条例で改正するとき　(例式　4)

エ　廃止の場合

(ア)　1の条例を廃止するとき　　　　　　　　　　　(例式　5)

(イ)　2以上の条例を1の条例で廃止するとき　　　　(例式　6)

(2)　目次の例式　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(例式　7)

(3)　条文の改正等の形式

ア　条文を改正する場合

(ア)　条の改正　　　　　　　　　　　　　　　　　(例式　8)

(イ)　項の改正　　　　　　　　　　　　　　　　　(例式　9)

(ウ)　号の改正　　　　　　　　　　　　　　　　　(例式　10)

(エ)　ただし書の改正　　　　　　　　　　　　　　(例式　11)

(オ)　題名の改正　　　　　　　　　　　　　　　　(例式　12)

(カ)　見出しの改正　　　　　　　　　　　　　　　(例式　13)

(キ)　字句の改正　　　　　　　　　　　　　　　　(例式　14)

(ク)　別表または様式の改正　　　　　　　　　　　(例式　15)

イ　条文の追加

(ア)　条の追加　　　　　　　　　　　　　　　　　(例式　16)

(イ)　項の追加　　　　　　　　　　　　　　　　　(例式　17)

(ウ)　号の追加　　　　　　　　　　　　　　　　　(例式　18)

(エ)　条項に後段の追加　　　　　　　　　　　　　(例式　19)

(オ)　ただし書の追加　　　　　　　　　　　　　　(例式　20)

(カ)　見出しの追加　　　　　　　　　　　　　　　(例式　21)

(キ)　字句の追加　　　　　　　　　　　　　　　　(例式　22)

(ク)　別表または様式の追加　　　　　　　　　　　(例式　23)

ウ　条文の削除

(ア)　条の削除　　　　　　　　　　　　　　　　　(例式　24)

(イ)　項の削除　　　　　　　　　　　　　　　　　(例式　25)

(ウ)　号の削除　　　　　　　　　　　　　　　　　(例式　26)

(エ)　条、項中の後段、ただし書き、見出しまたは字句の削除

(例式　27)

(オ)　別表または様式の削除　　　　　　　　　　　(例式　28)

エ　附則の規定形式

(ア)　当該条例の施行期日に関する規定　　　　　　(例式　29)

(イ)　既存の条例の廃止に関する規定　　　　　　　(例式　30)

(ウ)　当該条例の施行に伴う経過措置に関する規定　(例式　31)

(エ)　他の条例の改正に関する規定　　　　　　　　(例式　32)

(オ)　当該条例の有効期間に関する規定　　　　　　(例式　33)

2　規則

条例の例による。

例式1(新制定、本則に条をおくとき)

|  |
| --- |
| ②○何々条例をここに公布する。③○○昭和何年何月何日②小野町長　氏名○①小野町条例第何号④○○○何々条例②○(何々)①　　　⑤第1条○何々・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・。②○(何々)①　　　⑤第2条○何々・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・②○・・・・・・・・・。①　③2○何々・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・②○・・・・・・・・・。②　④○(1)○何々・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・③○○・・・・・・・・。②　④○(2)○何々・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・。③　⑤○○ア○何々・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・④○○○・・・・・・・。③　⑤○○イ○何々・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・。 |

|  |
| --- |
| ①　③3○何々・・・・・・・・。④　⑥○○○附○則①　③1○この条例は、公布の日から施行する。①　③2○何々・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・②○・・・・・・・・・・。 |

|  |
| --- |
| 注　①・②等の表示は、左方にあるものにあっては第1字目、第2字目等から書き出すことを、右方にあるものにあっては末字から何字目であるかを示し、○印は字をあけることを示す。○○とあれば2字あける。以下同じ。 |

例式2(新制定、本則に条をおかないとき)

|  |
| --- |
| ②○何々条例をここに公布する。③○○昭和何年何月何日②小野町長　氏名○①小野町条例第何号④○○○何々条例②○何々・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・①・・・・・・・・・・・。④　⑥○○○附○則②○この条例は、公布の日から施行する。 |

例式3(一部改正、1の条例の一部を改正するとき)

|  |
| --- |
| ②○何々・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・条例の一部を改正①する条例をここに公布する。③○○昭和何年何月何日②小野町長　氏名○①小野町条例第何号④　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　④○○○何々・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・条例の一部○○○④○○○を改正する条例②○何々条例(昭和何年小野町条例第何号)の一部を次のように改①正する。②○何々・・・・・・・・・・・・・・・。②○何々・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・①・・・・・・・・・・・。④　⑥○○○附○則②○この条例は、昭和何年何月何日から施行する。 |

例式4(一部改正・2以上の条例の一部を1の条例で改正するとき)

|  |
| --- |
| ②○何々条例等の一部を改正する条例をここに公布する。③○○昭和何年何月何日②小野町長　氏名○①小野町条例第何号④○○○何々条例等の一部を改正する条例②○(何々条例の一部改正)①　　　⑤第1条○何々条例(昭和何年小野町条例第何号)の一部を次のように改正②○する③○○第何条中「何々」を「何々」に改める。②○(何々条例の一部改正)①　　　⑤第2条○何々条例(昭和何年小野町条例第何号)の一部を次のように改正②○する③○○第何条中「何々」を「何々」に、「何」を「何」に改め、同条の次に②○次の1条を加える。③○○(何々)②　　　　　⑧○第何条の2○何々・・・・・・・・・・・・・。④　⑥○○○附○則②○この条例は、公布の日から施行する。 |

例式5(廃止、1の条例の廃止)

|  |
| --- |
| ②○何々条例を廃止する条例をここに公布する。③○○昭和何年何月何日②小野町長　氏名○①小野町条例第何号④○○○何々条例を廃止する条例②○何々条例(昭和何年小野町条例第何号)は、廃止する。④　⑥○○○附○則②○この条例は、公布の日から施行する。 |

例式6(廃止、2以上の条例を1の条例で廃止するとき)

|  |
| --- |
| ②○何々条例等を廃止する条例をここに公布する。③○○昭和何年何月何日②小野町長　氏名○①小野町条例第何号④○○○何々条例等を廃止する条例②○次に掲げる条例は、廃止する。②○何々条例(昭和何年小野町条例第何号)②○何々条例(昭和何年小野町条例第何号)④　⑥○○○附○則②○この条例は、昭和何年何月何日から施行する。 |

例式7(目次)

|  |
| --- |
| ①小野町条例第何号④○○○何々条例①目次②　　　⑥○第1章○何々(第何条―第何条)③　　　⑦○○第1節○何々(第何条―第何条)④　　　⑧○○○第1款○何々(第何条・第何条)④　　　⑧○○○第2款○何々(第何条)③　　　⑦○○第2款○何々(第何条―第何条)②　　　⑥○第2章○何々(第何条―第何条)②　　　⑥○第3章○何々(第何条―第何条)②○附則④　　　⑧○○○第1章○何々⑤　　　⑨○○○○第1節○何々⑥　　　⑩○○○○○第1款○何々②○(何々)①　　　⑤第1条○何々・・・・・・・・・。 |

例式8(改正・条の改正)

(その1)

|  |
| --- |
| ②○第何条を次のように改める。①　　　⑤第何条○何々・・・・・・・・・・・。 |

(その2)

|  |
| --- |
| ②○第何条から第何条までを次のように改める。①　　　⑤第何条○何々・・・・・・・・。①　　　⑤第何条○何々・・・・・・・・。①　　　⑤第何条○何々・・・・・・・・。 |

注(その2)は、改正すべき条文が連続して3以上あるときに用いる。

例式9(改正・項の改正)

|  |
| --- |
| ②○第何条中第何項を次のように改める。③○○何々・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・②○・・・・・・・・・・。(改正する条例の他の条項に項番号が附してある場合で当該改正が第2項以下の項の改正であるときは次のように項番号を附す。)①　③2○何々・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・②○・・・・・・・・・・・。 |

例式10(改正・号の改正)

(その1)

|  |
| --- |
| ②○第何条(第何項)中第何号を次のように改める。②　④○(2)○何々・・・・・・・・・・・ |

(その2)

|  |
| --- |
| ②○第何条(第何項)中第何号から第何号までを次のように改める。②　④○(2)○何々・・・・・・②　④○(3)○何々・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・③○○・・・・・・・・・②　④○(4)○何々・・・・・・ |

注　(その2)は、改正すべき号が連続して3号以上あるときに用いる。

例式11(改正・ただし書きの改正)

|  |
| --- |
| ②○第何条(第何項第何号)中ただし書きを次のように改める。①ただし・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・①・・・・・・・・・・。 |

例式12(改正・題名の改正)

(その1)

|  |
| --- |
| ②○題名を次のように改める。④○○○何々条例 |

(その2)

|  |
| --- |
| ②○題名中「何々」を「何々」に改める。 |

注　(その2)は原則として用いないようにする。

例式13(改正・見出しの改正)

(その1)

|  |
| --- |
| ②○第何条の見出しを「(何々)」に改める。 |

(その2)

|  |
| --- |
| ②○第何条の見出し中「何々」を「何々」に改める。 |

注　(その2)は原則として用いないようにする。

例式14(改正・字句の改正)

(その1)

|  |
| --- |
| ②○第何条(第何項、第何号、本文、ただし書き各号列記以外の部分)中①「何々」を「何々」に「何々」を「何々」に改める。 |

(その2)

|  |
| --- |
| ②○第何条から第何条まで中「何々」を「何々」に改める。 |

(その3)

|  |
| --- |
| ②○第何条及び第何条第何項(第何号)中「何々」を「何々」に「何々」を①「何々」に改める。 |

(その4)

|  |
| --- |
| ②○(何々条例)本則(附則、別表、様式)中「何々」を「何々」に「何々」①を「何々」に改める。 |

|  |
| --- |
| 注1　(その2)、(その3)及び(その4)は、とりあげた条文、条例中に改正すべき同一字句が多数あるときに用いる。2　(その1)及び(その4)は、同一条例中に改正すべき字句がいくつかあるときに用いる。 |

例式15(改正・別表または様式の改正)

|  |
| --- |
| ②○第何号様式(別表第何)を次のように改める。①第何号様式(別表第何) |
| 　 | ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 　 |
| 　 |

例式16(追加・条の追加)

(その1)

|  |
| --- |
| ②○第何条の次に次の1条を加える。①　　　⑤第何条○何々 |

(その2)

|  |
| --- |
| ②○第何条の次に次の2条を加える。①　　　　　⑦第何条の2○何々・・・・・・・・・。①　　　　　⑦第何条の3○何々・・・・・・・・・。 |

(その3)

|  |
| --- |
| ②○第何条を第何条とし、第何条から第何条までを2条ずつ繰り下げ第何条①の次に次の2条を加える。①　　　⑤第何条○何々・・・・・・・・・。①　　　⑤第何条○何々・・・・・・・・・。 |

(その4)

|  |
| --- |
| ②○第何条を削り、第何条を第何条とし、第何条から第何条までを1条ずつ①繰り上げ、第何条を第何条とし、同条の次に次の1条を加える。①　　　⑤第何条○何々・・・・・・・・。 |

|  |
| --- |
| 注1　(その1)は、最終条の次に加えるときに用いる。2　(その3)は、最終条を繰り下げ、以下順次繰り下げて加えるときに用いる。3　(その4)は、加える条の前に削る条があるときに当該条を削り順次繰り上げてから加えるときに用いる。 |

例式17(追加・項の追加)

(その1)

|  |
| --- |
| ②○第何条に次の1項を加える。③○○何々・・・・・・・・。 |

(その2)

|  |
| --- |
| ②○第何条中第何項の次に次の2項を加える。③○○何々・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・②○・・・・・・・・・・。③○○何々・・・・・・・・・・・。 |

(その3)

|  |
| --- |
| ②○第何条中第何項を第何項とし、第何項から第何項までを1項ずつ繰り下①げ、第何項の次に次の1項を加える。①　③2○何々・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・②○・・・・・・・・・・・。 |

|  |
| --- |
| 注1　(その1)及び(その2)は、他の条文に項番号が付してないときに用いる。なお、他の条文に項番号を付しているときは、条文の最終項に加える場合に限り項番号を付して用いるものとする。2　(その3)は、項番号が付されているときに用いる。 |

例式18(追加・号の追加)

(その1)

|  |
| --- |
| ②○第何条(第何項)中「何々」を「何々」に改め、同条(同条同項)に次①の3号を加える。②　④○(1)○何々・・・・・・・・。②　④○(2)○何々・・・・・・・・。②　④○(3)○何々・・・・・・・・。 |

(その2)

|  |
| --- |
| ②○第何条(第何項)中第何号の次に次の1号を加える。②　④○(6)○何々・・・・・・・・。 |

(その3)

|  |
| --- |
| ②○第何条(第何項)中第何号を第何号とし、第何号から第何号までを2号①ずつ繰り下げ、第何号の次に次の2号を加える。②　④○(3)○何々・・・・・・・・。②　④○(4)○何々・・・・・・・・。 |

|  |
| --- |
| 注1　(その1)は新たに各号を加える場合に本文を改正して各号に関する規定を加えて各号を加えるときに用いる。2　(その2)は、最終号の次に加えるときに用いる。3　(その3)は最終号を繰り下げ、以下順次繰り下げて欠号をつくりここに加える場合に用いる。 |

例式19(追加・後段の追加)

|  |
| --- |
| ②○第何条(第何項)に後段として次のように加える。①何々・・・・・・・・。 |

例式20(追加・ただし書きの追加)

|  |
| --- |
| ②○第何条(第何項第何号)に次のただし書きを加える。①ただし・・・・・・・・。 |

例式21(追加・見出しの追加)

|  |
| --- |
| ②○第何条に見出しとして次のように加える。②○(何々) |

例式22(追加・字句の追加)

|  |
| --- |
| ②○第何条(第何項、第何号、各号列記以外の部分、ただし書き、後段等)①中「何々」の次(前)に「何々」を「何」の次に「何」を加える。 |

例式23(追加・別表または様式の追加)

(その1)

|  |
| --- |
| ②○附則の次に別表として次のように加える。①別表 |
| 　 | ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・。 | 　 |
| 　 |

(その2)

|  |
| --- |
| ②○附則(別表)の次に次の2様式を加える。①第1号様式 |
| 　 | ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 　 |
| ①第2号様式 |
| 　 | ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 　 |
| 　 |

(その3)

|  |
| --- |
| ②○別表第2の次に次のように加える。①別表第3 |
| 　 | ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 　 |
| 　 |

(その4)

|  |
| --- |
| ②○第何号様式を第何号様式とし、第何号様式から第何号様式までを1号ず①つ繰り下げ第何号様式の次に次の1様式を加える。①第5号様式 |
| 　 | ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 　 |
| 　 |

|  |
| --- |
| 注1　(その1)及び(その2)は、当該条例に別表または様式のついていないときに用いる。2　(その3)は最終別表の次に加えるときに用いる。3　(その4)は最終様式を繰り下げて加えるときに用いる。 |

例式24(削除・条の削除)

(その1)

|  |
| --- |
| ②○第何条を次のように改める。①　　　⑤第何条○削除 |

(その2)

|  |
| --- |
| ②○第何条から第何条までを次のように改める。①　　　　　　　　　　⑫第何条から第何条まで○削除 |

(その3)

|  |
| --- |
| ②○第何条(第何条から第何条まで、第何条及び第何条)を削る。 |

(その4)

|  |
| --- |
| ②○第何条から第何条までを削り、第何条を第何条とし第何条から第何条ま①でを何条ずつ繰り上げる。 |

例式25(削除・項の削除)

(その1)

|  |
| --- |
| ②○第何条中第何項(第何項から第何項まで、第何項及び第何項)を削る。 |

(その2)

|  |
| --- |
| ②○第何条中第何項(第何項から第何項まで)を削り、第何項を第何項とし、①第何項から第何項までを何項ずつ繰り上げる。 |

注　(その1)は項番号が付されていない時に用いる。

例式26(削除・号の削除)

(その1)

|  |
| --- |
| ②○第何条(第何項)中第何号(第何号から第何号まで)を次のように改め①る。②　④○(3)○削除または②　　　　　　　⑨○(3)から(5)まで○削除 |

(その2)

|  |
| --- |
| ②○第何条(第何項)中第何号(第何号から第何号まで)を削り、第何号を①第何号とし、第何号から第何号までを何号ずつ繰り上げる。 |

例式27(削除・後段等の削除)

|  |
| --- |
| ②○第何条(第何項第何号)中後段(ただし書き、見出し「何々」等を削①る。 |

例式28(削除・別表または様式の削除)

(その1)

|  |
| --- |
| ②○別表(様式)を削る。 |

(その2)

|  |
| --- |
| ②○別表何(第何号様式)を次のように改める。①　　　⑤別表何○削除 |

(その3)

|  |
| --- |
| ②○別表何(第何号様式)を削り、別表何(第何号様式)を別表何(第何号①様式)とし、別表何(第何号様式)から別表何(第何号様式)までを何①(何号)ずつ繰り上げる。 |

注(その1)は、別表(様式)が1の場合または末尾にある場合に用いる。

例式29(附則・施行期日)

(その1)

|  |
| --- |
| ②○この条例は、公布の日から施行する。 |

(その2)

|  |
| --- |
| ②○この条例は、公布の日から起算して何月(何日)を経過した日から施行①する。 |

(その3)

|  |
| --- |
| ②○この条例は、昭和何年何月何日から施行する。 |

(その4)

|  |
| --- |
| ②○この条例の施行期日は、公布の日から起算して1月をこえない範囲内で①規則で定める。 |

(その5)

|  |
| --- |
| ②○この条例は、何々条例(昭和何年小野町条例第何号)の施行の日から施①行する。 |

(その6)

|  |
| --- |
| ②○この条例は、公布の日から施行し、昭和何年何月何日から適用する。 |

(その7)

|  |
| --- |
| ②○この条例は、昭和何年何月何日から施行する。ただし第何条(第何条か①ら第何条まで)及び第何条の規定は公布の日から、第何条の規定は昭和何①年何月何日から施行する。 |

(その8)

|  |
| --- |
| ②○この条例の施行期日は、各規定について規則で定める。ただし、その期①日は昭和何年何月何日以後であってはならない。 |

|  |
| --- |
| 注1　附則に項番号が付されているときは、各1字ずつ繰り下がるものとする。2　(その1)は、即日施行のときに用いる。3　(その2)から(その4)までは、一定の猶予期間をおくときに用いる。4　(その5)は、特定事実の発生にかからせるときに用いる。5　(その6)は、遡及適用をするときに用いる。6　(その7)及び(その8)は、各規定について施行期日を異にするときに用いる。 |

例式30(附則・既存の条例の廃止)

(その1)

|  |
| --- |
| ①　③2○何々条例(昭和何年小野町条例第何号)は、廃止する。 |

(その2)

|  |
| --- |
| ①　③2○次に掲げる条例は、廃止する。③○○何々条例(昭和何年小野町条例第何号)③○○何々条例(昭和何年小野町条例第何号) |

例式31(附則・経過措置)

(その1)

|  |
| --- |
| ①　③3○この条例の施行前に何々した何々については、なお従前の例による。 |

(その2)

|  |
| --- |
| ①　③3○この条例の施行の際、現に何々であるものはこの条例の施行の日から②○何日を限り、この条例第何条の規定による何々とみなす。 |

(その3)

|  |
| --- |
| ①　③3○この条例の施行の際、現に何々している何々については、なお当分②○の間この条例第何号の規定による何々として何々することができる。 |

例式32(附則・他の条例の一部改正)

|  |
| --- |
| ①　③4○何々条例(昭和何年小野町条例第何号)の一部を次のように改正す②○る。③○○第何条中「何々」を「何々」に改める。③○○第何条を次のように改める。②　　　⑥○第何条○何々・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・。 |

例式33(附則・有効期間)

(その1)

|  |
| --- |
| ①　③5○この条例は、昭和何年何月何日限りその効力を失う。 |

(その2)

|  |
| --- |
| ①　③5○この条例は、昭和何年何月何日までその効力を有する。 |